

時事新報

第二千百六十二號

明治廿二年一月七日 月曜日

舊戊子十二月六日 (癸未)

日出午前六時五十三分

月入午後四時四十二分

潮満午前九時二十八分

(西曆一千八百八十九年)

(未完)

時事新報

夫頭の紙上に於て我輩は縱へサイベリヤの鐵道成るに

其利澤に依て内地を開く考ならんとの次第を陳べ

たり固より一家の想像なれども露國近來の政策は容易

に腕力主義に訴ふるもの非ざること事實の許す所よ

し現時上海に滬在中の朝鮮王の顧問官デンニー氏

が北支那日々新聞の記者に面して陳たる意見にも(此

事は去月十三十四兩日の紙上に載せたり)露國は好んで朝鮮保護の勢を取る者に非ず又支那政府と對しても

敵意あるを覺はざるのみ境上の商賣を盛みせんが爲

めます(露國に親しまんとする考あり或は假に露

國は朝鮮を自國の版圖に合するの野心ありとする事實

に於れを行ふは容易あらざる次第として果は武力を

以て争はざるを得ざる至らん東洋駐在の露國公使等

は朝鮮を兼併して己の領土を廣めんとする考ありと

は世人の沙汰する處なれども余は之を信せずして要す

るに莫大ある金力煩勞を抛つゝ非ざれば露國が遙に歐

洲の一國として朝鮮の主權を握るは望む可らざる次第なりとあるが如きは即ち偶然我輩の所見に符合したる者と云ふ可し或は他年の後サベリヤの土地開拓人口増して交通殊々便利あるに至らば土着の兵は境上より

朝鮮に侵入するの恐もある可く又今日よても露國ゲ一

兵に歸らすして之を奪ふの豫算あらんには侵略を揮う

らさるは明白なりと雖も然れども今日の形勢は獨り朝

鮮のみ其全力を注ぐの聲なるものならず印度、阿富汗

波斯、土耳其の事件より若しくはハルガリヤの紛糾

至るまで三面殆んど敵にして殊々其關係より論すべ

ハルガリヤの問題は尤も切迫ある者なり次は土耳其

の交渉にして印度の境界も亦然り露人が今日次第印

度の境上に鐵道を敷設し漸くその腹部を衝かんとする

の決心あれば英人は兵を驅け出して互に相撲やその

關係の急なるひとと朝鮮の匹敵あらざる此急を捨てて獨

交渉を爲さるあからんやあれども朝鮮も亦一國の獨

立國あり支那は公然之を佐けて英國も亦陰に聲援する

が故に朝鮮よ向て侵略の策を行はんとすれば英支諸國

を敵にするの決心より大兵を東洋より送らざるを得ざる政策如何と云ふに我輩の見る所は支那に對しては

是れ疆場の無事を保ち朝鮮に對しては陸路の貿易を盛

にし同時にサイベリヤ人を移してます(實力と養成するの一手段なるべしと信するあり)

右の所説をして實際より連絡しながらしみれば過日の倫敦電報に朝鮮は露國の保護國となりたりと見えたるは全

く信するに足らざる風説なれども一方より今日の實際を窺ふより露國朝鮮の間には近來一種親密の關係を生じたるが故に訛傳の起るも亦由縁あるべき事あり蓋し朝

鮮の近來頻々露國に交を結ばんとするは支那の干涉を厭ふ爲めの反動にして支那朝鮮の關係ます(不満ある從ひ朝鮮露國の交際はいよいよ親密の度を増すに

嫌ある可らず抑も朝鮮に利害關係の密接あるは日本支

那露國の三國あれども日本の政略は近來全く自國の獨

立を旨として去る十七年天津の談判以來は朝鮮の關係を離れ未來の累を受けざらんみどを期したる者なれど

も之より反して露國はます(朝鮮と交渉を表し其國の

獨立を教へんと欲する折柄朝鮮人中又アズミ露國よ

接したるや疑あかるべし即ち前日の紙上に脱きたる露

獨立を謀らんとする者ありて内外相應し其關係の密

接したるや疑あかるべし即ち前日の紙上に脱きたる露

國朝鮮陸路貿易條約の如きも全くのみの交際の結果にし

て我輩は其條約の露國より取て非常に利益多きは取りも直さず朝鮮が露國に依頼するの重きを證する者なりと

信するあり單に條約を一見すれば露國は朝鮮の獨立權を成ししに殆んど對等國に非ざるの禮を以て待遇したる姿あれども朝鮮政府の尙ほまれと不同意を唱へざりしは全くその甘心を買はん爲めの手段ならずして何ぞ

(未完)

○特許發明實施の状況 (去る三十一日の續)

機械止金具 東京府平民駒井徳五郎 ○本發明は明治二十年十月より實施し本年六月迄一年一箇月を経過せり ○販路の状況は本機一箇を賣捌きたるのみ(此價五圓)として其他は全く不拘なり當初は本機を製作し廣く販賣する目的ありしも何分販路前記の如く開けざるを以て更々目的を轉じて西洋形小舟に取付け貨船に供せしに意外に乗客ありて僅々十箇月より二百七十五圓を收得せり ○特許以來製造資金及諸入費合計百八十五圓餘として前記收入の外未だ償はず

漕船機の改良 東京府平民駒井徳五郎 ○本發明は明治廿年六月より實施し本年六月迄一年一箇月を経過せり ○販路の數額五百七箇此價額九十七圓五十錢あり ○販路は未だ擴張せず ○特許以來の製造資金及諸入費合計四百七圓餘として前記收入の外未だ償はず

食物攜持器 東京府平民駒井徳五郎 ○本發明は明治十九年三月より實施し本年六月迄一年四箇月を経過せり ○販路の數額五十七箇此價額九十七圓五十錢あり ○販路は未だ擴張せず ○特許以來の製造資金及諸入費合計四百七圓餘として前記收入の外未だ償はず

茶摘掌油器 東京府平民駒井徳五郎 ○本發明は明治二十年五月より實施し本年六月迄一年二箇月を経過せり ○茶摘掌油器の數額五百九十六箇此價額十五圓五十錢あり ○特許以来の費用を要し尚且償はざるもの八十七圓六十三銭あり ○事實權侵害者山梨、群馬、長野、神奈川地方にありて多くは鐵冶職等の所爲より係り而して販路

滋潤の原因は全く之あるべきも知ら文謹らか之を

候せるものと認むるに依り始く不間に附せり

茶摘掌油器 東京府平民駒井徳五郎 ○本發明は明治二十年五月より實施し本年六月迄一年二箇月を経過せり ○茶摘掌油器の數額五百九十六箇此價額十五圓五十錢あり ○特許以来の費用を要し尚且償はざるもの八十七圓六十三銭あり ○事實權侵害者山梨、群馬、長野、神奈川地方にありて多くは鐵冶職等の所爲より係り而して販路

滋潤の原因は全く之あるべきも知ら文謹らか之を

候せるものと認むるに依り始く不間に附せり